札幌圏都市計画地区計画の変更(石狩市決定)

都市計画樽川エルタウン地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

	_, , , , ,				
	名称		樽川エルタウン地区地区計画		
	位	置	石狩市樽川8条3丁目、 9条1丁目から9条3丁目 及び樽川の一部		
	区	域	計画図表示のとおり		
	面	積	約21.4ha		
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区書	十画の目標	当地区は、幹線道路「石狩手稲通」に接する交通至便地で、民間の開発行為による宅地開発事業が行われた地区である。本計画では、この宅地開発の事業効果の維持、増進を図るとともに、今後予想される建築物等の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、周辺地域と調和のとれた緑豊かでうるおいとゆとりのある良好な市街地の形成を図る。		
	土地禾	川用の方金	全地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、地区の特性に応じた土地利用を図るため、当地区を次の3地区に細区分する。 1 低層専用住宅地区 関静で落ち着きのある市街地が形成されるよう戸建の専用住宅を主体とした地区とする。 2 低層一般住宅地区 専用住宅のほか、周辺住民の利便性を考慮し、小規模の日用品店舗等が立地できる地区とする。 3 商業業務地区 地区核にふさわしい土地利用を図るため、商業業務施設等を主体とした地区とする。		
	地区施設	设の整備の方金	地区内の区画道路、公園等については、当該開発行為により整備し、整備後、これらの機能が損なわれないよう維持、保全する。		

建築物等の整備の方針

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい街区の形成が図られるよう建築物等に関する制限を次のように定める。

- 1 住宅市街地としての環境の保全と商業業務機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。
- 2 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地と健全な商業業務等の機能の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
- 3 低層一般住宅地区にあっては、周辺地区との調和が図られるよう「建築物の容積率の最高限度」を定め、さらに、地区内の住環境の保全や店舗等に必要な空地の確保を図るため「建築物の建蔽率の最高限度」を定める。
- 4 低層専用住宅地区及び低層一般住宅地区にあっては、うるおいとゆ とりのある街並の形成と宅地の道路に面する部分に生垣、樹木等の植 栽による緑化が図られるよう、また、商業業務地区にあっては、地区 核にふさわしい街並みの形成と一定のオープンスペースの確保が図 られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。
- 5 低層専用住宅地区にあっては、閑静な住宅地にふさわしい街並み景観の形成が図られるよう「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。
- 6 低層専用住宅地区及び低層一般住宅地区にあっては、宅地まわりの 緑化を推進するとともに、緑を通じてへい越しに会話のできる開かれ た明るい街とするため「垣又はさくの構造の制限」を定める。

2 地区整備計画

名 称				樽川エルタウン地区		
区域				計画図表示のとおり		
面積				約16.8ha		
地区整備	建築物等に	地区 の 区分	名称 (用途)	低層専用住宅地区 (第一種低層住居専用地域)	低層一般住宅地区 (第二種低層住居専用地域)	商業業務地区 (準住居地域)
			面積	約13.9ha	約1. 4 ha	約1. 5 ha
計画	に関する事項	建築物等の制限	の用途	乗りののは、基項住、除 基のるた長、げの気れ が機又るは 第前な 以 衆ら に建第ののは 基項住、除 基のるた長、げの気れ が機又るは 第前な 以 衆ら に 建第ののは 基項住、除 基のるた長、げの気れ が機又るは 第前な 以 衆ら に 建第のののは 基項住、除 基のるた長、げの気れ が機又るは 第前な 以 衆ら に 建第一、	次の各号に掲げるま 楽物は建築して 3 戸以上の長屋 2 3 下宿 第宿舎、下宿	建 建 を を を を を を を を を を を を を

建築物の容積率 の最高限度		6/10	_
建築物の建蔽率 の最高限度	_	4/10	_
建築物の敷地面 積の最低限度	2 0 0 m²	2 0 0 m²	5 0 0 m²
建築物の壁面の位置の制限	部物わ」距 mのに物い合い。他途がこの以外をでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	同左	1 特界壁柱と距m 名ま度だた築分が物類もかのるこの第一次のでは、路道物代壁ま度、道分等最る度あ物の2、置すのら距ものので、別では、所述の、では、のでは、は、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、
建築物等の形態・意匠の制限	司、す示て 自大の 自ち当表し 自大の を もの を もの を もの を もの を もの を もの を は な い の り な は な か し た 出 告 か の り る と か る と の と り る と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と		

			ア 高 () () () () () () () () () (
		垣又はさくの構 造の制限	へい(生垣を除く。) の高さは前面道路面か ら 1.2m以下とする。	同左	_	
備:	考	用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。				

理由

建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うために変更するものである。